

○さいたま市景観審議会条例施行規則

平成22年4月14日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市景観審議会条例(平成22年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、さいたま市景観審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 条例第7条第1項の規定により審議会に専門部会(以下「部会」という。)を設置するときは、部会に関し次に掲げる事項を会長が別に定める。

- (1) 趣旨又は目的
- (2) 人数
- (3) 調査審議の内容
- (4) 条例第7条第4項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とするときは、その決議する事項

(部会長)

第3条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長をもって充てる。
- 3 部会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 部会は、必要があると認めたときは、関係のある者の出席を求め、説明を受け、若しくは意見を聴き、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、都市局において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(さいたま市景観審議会規則の廃止)

2 さいたま市景観審議会規則(平成13年さいたま市規則第197号)は、廃止する。

(さいたま市屋外広告物審議会規則の廃止)

3 さいたま市屋外広告物審議会規則(平成15年さいたま市規則第14号)は、廃止する。